

## 随意契約理由書

件名	浄水統括事務所管轄直流電源設備点検整備その3
契約の相手方	神戸電機工業株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本業務は、直流電源設備の性能を維持するとともに、故障等による発注者の管理上不都合な事態の発生を未然に防止することを目的とする点検整備作業である。本業務対象の設備・機器は、エナジーウィズ株式会社（旧昭和電工マテリアルズ(株)、旧日立化成(株)、旧新神戸電機(株)）が製作を行ったものであり、エナジーウィズ株式会社は神戸市内のメンテナンス業務については、唯一の特約店として上記業者にさせることとしている。本業務は、機器の内部点検、調整を行うため、製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要し、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施は不可能である。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所（電話 341-8994 ）